施策の展開「国への働きかけ」

~「沖合・遠洋漁業の経営安定と水産物の流通における安全・安心の確保, そして広域資源管理へ向けた地域要望の発信」(条例第8条第2項関係)~

【取組状況・成果】

政府要望,全国知事会,北海道・東北自治協議会等を通じて,随時国への要望活動を行いました。

1 国際的に対応が必要な取組について

イ 本県の漁業生産額の約3割を占めるまぐろはえ縄漁業は,国際的な資源管理の強化や世界 の漁獲能力増大による資源状態の一層の悪化,長期に亘り継続している燃油高騰,及び日本 鰹鮪漁業協同組合連合会の解散等により深刻な状況が続いています。

この,極めて厳しい経営環境にさらされている本県漁業の維持存続を図るため,関係する 道県と連携のもと,IUU漁船の廃絶,健全な漁業経営を維持・存続できる漁獲枠の確保, 金融対策の拡充強化,省エネルギー型漁業への転換,漁獲物の付加価値向上等に取組む経営 体への重点的な指導支援等について,強く要望を行いました。

また、省エネルギー型漁業への転換、漁獲物の付加価値向上などに取組む経営体に重点的な指導支援を行うよう、重ねて国に対して要望しました。

さらに,生産体制が脆弱化した漁船漁業について,収益性重視の経営への転換を促すため 漁獲から販売に至るまでの総合改革として,漁船漁業の構造改革を積極的に推進するよう要望しました。

なお,ワシントン条約により,一部のさめ類を対象に,十分な科学的根拠がないまま取引 規制が強化されています。

宮城県では,長年にわたりまぐろ延縄漁業等で漁獲されるさめ類を多様に活用していますが,不当な規制が拡大されることがないよう,国に対して要望しました。

ロ 沿岸小型捕鯨は,商業捕鯨モラトリアムの継続により,存亡の危機にあります。

このような中,平成18年6月に開催された第58回国際捕鯨委員会(IWC)年次会議において,IWCが本来果たすべき機能の正常化を求めた「セントキッツ・ネービス宣言」が採択されたことは,鯨類の持続的な資源利用を推進する国にとって歴史的な一歩であり,これを契機として沿岸小型捕鯨の早期再開に向けた更なる取組が求められています。

このことから本県は国に対して,科学的な根拠に基づいた鯨類の持続的な利用を強く主張 し国際的な理解を得ること,また,鯨類と漁業との競合問題等を解決するため,周辺海域で の捕獲調査の充実を図り,石巻市鮎川等を基地とする沿岸小型捕鯨の再開を実現することを 要望しました。

ハ 安全で新鮮な食料を安定的に供給するとともに,資源管理や環境保全などの多面的機能を 有し地域社会の維持に大きな貢献をしている国内の漁業が,無秩序な輸入量の増加によって 致命的な損害を被ることがないよう,現行のIQ制度(水産物輸入割当制度)の堅持を国に 対して要望しました。

二 漁業や水産加工業において,その経費の中でも大きな比重を占める燃油の高騰が経営に重 大な影響を及ぼしています。

また,包装資材など二次製品価格や輸送価格の上昇など,気仙沼市など本県の中心的な水産都市では地域経済全体への影響も懸念されています。

このため,経営の悪化した漁業者や水産加工業者等に対する経営安定化のための施策や, 燃油及び石油関連製品の価格安定のための諸施策を講じるよう,関係省庁へ要望しました。

2 水産物の安全・安心に関する全国的な取組が必要な事項について

- イ 現行の食品表示については「食品衛生法」、「JAS法」等多数の制度があり複雑で分かりにくいことから、生産者、事業者、消費者が理解しやすい食品表示制度を構築するとともに、輸入食品の安全検査体制の充実・強化を図るよう、関係省庁へ要望しました。
- ロ 韓国でのほや養殖不振の原因とされているホヤ疾病(被嚢軟化症)と同一症状を示すホヤ を本県沿岸で確認したことから,国に新疾病の発生を報告するとともに,その発生原因には 未解明な点が多いことから,国に対して原因究明に向けた取組を働きかけました。

3 広域的な資源管理が必要な取組について

我が国周辺海域の資源水準の回復のための漁業管理の強化について,国への働き掛けを行いました。

4 激甚災害への対応について

平成18年10月上旬の低気圧の影響により,北海道,東北地方において,漁業関係を中心に大きな被害が発生しましたが,従来の農林水産業共同利用施設に係る激甚災害指定基準は,農業被害を指標としているため,漁業被害のみが甚大な場合には,激甚災害の指定がされませんでした。

このため,漁業被害を適切に反映できるよう,農林水産業共同利用施設に係る激甚災害指定 基準の改正について,国への働き掛けを行いました。

その結果,農林水産業共同利用施設に係る激甚災害指定基準が一部改正され,この改正基準 は上記低気圧災害に遡及的に適用されることとなりました。

主な取組

低気圧等災害対策について

1 経緯

平成18年10月6日から7日にかけて本県に接近した大型低気圧は本県のみならず、全国に にも大きな被害をもたらしました。この被害の特徴としては,農林関係よりも水産関係に 大きな被害をもたらしたことで,全国の農林水産関係被害額622億円のうち,水産関係被 害は404億円と約65%に達しました。

なお,水産関係被害額のうち約98%は北海道,青森県,岩手県,宮城県での被害でした。

2 対応

このような大きな災害に対する救済措置として「激じん災害に対処するための特別の財 政援助等に関する法律」(通称激じん災害特別法)がありますが,農林水産関係での指定 を受けるためには,農業被害額が法律で定める基準を超えなければならないことから,今 回の低気圧のような特異な災害の場合は対象とならず、復旧に係る経費は被災者である漁 業者が負担することとなりました。

このことから、県は災害発生時の被災者の救済 のため,特に被害の大きかった道県と連携し,低 気圧等気象災害に対する激じん災害指定基準の見 直しに関する要望活動を積極的に行いました。

その結果,平成19年2月27日に開催された「中 央防災会議」において,農林水産業共同利用施設 に関する激じん災害指定基準が改正され,水産関 係被害が農林関係に比べて大きい災害においても 一定の基準を満たせばよいこととなりました。

国への要望の動き H18.10.27

低気圧被害に係る水産庁説明 H18.11.7

北海道東北知事会における緊急提言 H18.11.10

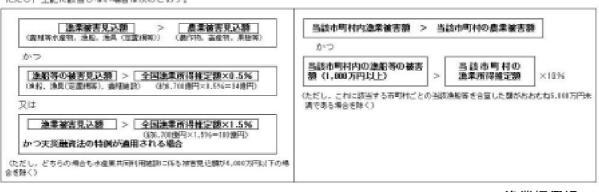
内閣府,農林水産省に要望書提出 H18.12.14

北海道東北知事会による要望活動

農林水産業共同利用施設の激甚災害指定基準の改正について

激热炎害指定基準 (本識基準) 局地震甚災害指定基準(局線基準) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特見措置が適用される場合 **当該市町村内の農地等の災害** 当該市町村の 農地等の査定見込額 > 全国農業所得推定額×0.5% 等 復旧事業に要する経費 $\times 10.96$ (1.000万円以上) 農學所得推定額 (ただし、これに該当する有町村ごとの当該経費を合貸した額がおおむねが。100万円未満である場合を強く) 又は 農業被害見込题 > 全国農業所得推定額×1.5% かつ天災融資法の特例が適用される場合 (ただし、どちらの場合も当該施助に係る被害見込織的、mの万円以下の場合を除く)

職能害が甚大な特異災害が発生した場合に、従来の基準を補完し、水産業共同利用絶談に限って運用される。 ただし、上記に該当しない場合は次のとおり、



(漁業振興課)